

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金)
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 19名

1 矢野 邦 男	2 渡 邊 節 夫	3 大 澤 穰 兒	4 戸 田 修 司
	6 近 本 静 信		
9 越 智 幹 男	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆
13 越 智 要		15 森 京 典	16 新 居 田 守
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博
	22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文

欠席委員数 4名

5 岡 林 興 通	7 本 宮 勇	14 桑 田 誠	21 野 間 義 郎
-----------	---------	----------	------------

4. 議事に関する職員

局 長	織 田 浩 史
次 長	渡 辺 修 三
次 長	二 宮 一 成
主 査	江 頭 好 治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第68号

農用地利用集積計画関係（一括方式）について（受付番号1～4）

議案第69号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～12）

議案第70号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～8）

議案第71号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1～3）

議案第72号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第73号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～2）

議案第74号

空き家に付属した農地の指定の解除について

議案第75号

農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の告示の廃止について

議案第76号

今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について

報告第 4 5 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1 ～ 1 1）

報告第 4 6 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1 ～ 5）

報告第 4 7 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1 ～ 2）

報告第 4 8 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について

（受付番号 1 ～ 1 9）

報告第 4 9 号

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による法人報告書について

（受付番号 1 ～ 2）

6. 議事録

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和4年度 第12回総会」を始めさせていただきますと存じます。
本日は、委員23名中19名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から「令和4年度 第12回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
今回は、議事録署名人に3番（大澤委員）、17番（津吉委員）、両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第68号 農用地利用集積計画関係（一括方式）について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
議案第68号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。
今治市全体の計画が、新規4件、面積は5,308㎡でございます。第3小委員会および第6小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。
以上で、説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 全議員 （意見、質問なし）
議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
全議員 （異議なし）
議長 それでは原案どおり決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第69号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。
議案第69号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は大浜町にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計280㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 2] 申請地は大浜町にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 5 4 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 3] 申請地は杣田にある農地 1 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 6 , 4 6 9 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 1 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 4] 申請地は朝倉上にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 4 4 0 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 3 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 5] 申請地は大西町山之内にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 2 , 4 5 1 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は菊間町松尾にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1 , 5 8 7 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は菊間町高田にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 , 7 9 9 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は吉海町津島にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4 , 8 6 5 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は吉海町仁江にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2 , 6 3 5 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は上浦町井口にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4 , 0 7 6 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は上浦町井口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2 , 8 1 6 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大三島町野々江にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 6 8 3 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 2～3 ページの合計は、12 件、40 筆、面積 28,155 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議 長 続きまして、
議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。
議案第 70 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

- [受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 264 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者兼自営業、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 652 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 558 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者兼アルバイト、申請地は 7 筆で、地目は田または畑、面積は合計 3,938 m²で、現在、水稻または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 5、6、7] 受付番号 5、受付番号 6 及び受付番号 7 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。
譲受人は〇〇才の農業者、申請地は、受付番号 5： 1 筆、受付番号 6： 1 筆、受付番号 7： 2 筆 合計 4 筆で、地目は受付番号 5、6、7 とともに樹園地、面積は合計 1,746 m²で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 1,792 m²で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事 務 局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから16ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

それでは、農地法第3条第3項に基づく審査基準を要約して説明いたします。(農地適格法人以外の法人等による権利取得)

- ①権利の取得後において、その農地等を適正に利用していないと認められる場合には契約の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
 - ②権利を取得しようとする者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ③法人の場合は、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等の事業に常時従事すると認められること。
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第71号は農地法第4条の規定による許可申請、議案第72号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第71号 申請人は農業兼会社員1名、申請地は波止浜地区柚田の1筆で、地目は畑、面積は105㎡でございます。
受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。
事業計画につきましては、申請人は、家族が増え既存の住宅敷地では自家用車の駐車スペースが不足しているため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の1ページをご覧ください。

[受付番号2] 申請人は農業兼会社員1名、申請地は富田地区松木の2筆で、地目は畑、面積は合計17.51㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が屋敷神を設置するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。
事業計画につきましては、申請人は、家内安全や五穀豊穰を祈願するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、屋敷神を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の2ページをご覧ください。

[受付番号3] 申請人は農業者1名、申請地は玉川地区法界寺の1筆で、地目は畑、面積は86㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人の転用目的が既存の住宅敷地に隣接する申請地を利用した農家住宅敷地の拡張であるため、申請地以外では目的を達成できず、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。
事業計画につきましては、申請人は、家族が増え既存の住宅では手狭で不便になったため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して、住宅を増築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第3小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の3ページをご覧ください。

続いて、議案書6ページをご覧ください。

[議案第72号 譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区松木の1筆で、地目は田、面積は255㎡でございます。

受付番号1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、市立南中学校及び村上整形外科から500m以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが家族が増え手狭で不便になったため、実家や小学校が近い住環境の良い申請地を父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

す。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 2] 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 2 名、申請地は富田地区喜田村 7 丁目の 1 筆で、地目は田、面積は 396 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、喜田東公園及びあおい小児科から 500m 以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在県外に居住していますが、この度、勤務先の法人の今治営業所に転勤することになり、また、今後結婚を予定しているため、勤務先や病院に近い住環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 2 月 15 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 3] 譲受人は無職の者 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は清水地区中寺の 1 筆で、地目は田、面積は 330 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、中寺弁天泉公園及び医療法人まき歯科から 500m 以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、この度定年退職を迎え老後を過ごすための生活拠点を確保するため、譲受人が幼少期を過ごした地域であり、近隣に親戚が暮らしている申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 2 月 15 日で、許可日から令和 5 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 4] 譲受人は飲食店経営等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は玉川地区鈍川の 1 筆で、地目は田、面積は 376 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がキャンプ施設の進入路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、鈍川溪谷の観光資源を生かしたキャンプ施設を整備するに当たり、国道からキャンプ施設への進入路を確保するため、国道に面した申請地を賃借し、キャンプ施設の進入路を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 2 月 15 日で、許可日から令和 5 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5] 譲受人は不動産業を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波方地区養老の 1 筆で、地目は畑、面積は 1299 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、地元の土木業者から資材置場が不足しているのを借り受けたいとの要請を受け、土木業者の事務所と同じ波方町内の申請地を譲り受け、露天資材置場として整備し、土木業者に貸し付けようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 2 月 15 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6] 譲受人は再生可能エネルギーの売電事業等を営む法人、譲渡人は会社員 1 名、申請地は吉海地区仁江の 1 筆で、地目は畑、面積は 352 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7] 譲受人は海運業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は157㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が保養所敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は社員の福利厚生の実を図ると共に、取引先企業との接待の場を確保するため、法人本社と同じ伯方町木浦地区にある申請地と一体的に利用できる宅地を譲り受け、保養所敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書の4ページをご覧ください。

[受付番号8] 譲受人は自営業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畑、面積は325㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は自宅敷地の前面道路の幅員が狭く、かつ、急傾斜地で自家用車の出入りが不便なため、自宅に近接する申請地を譲り受け、自家用車用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の1筆で、地目は畑、面積は205㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は自宅敷地が狭く駐車スペースが無いことから、増加した自家用車を貸ガレージや自宅から離れた場所にある実家に分散して駐車していますが不便なため、自宅に近接する申請地を譲り受け、自家用車用の露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日は令和5年2月10日、農業委員会の受付日は令和5年2月15日で、許可日から令和5年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の17ページ以降をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議
全
議
全
議

長
員
長
員
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議

長

続きまして、
議案第73号 農業振興地域整備計画変更(除外)について
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書7ページをお開きください。
議案第73号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第73号 申請者は、転用者が行う植林に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。
受付番号1]

[受付番号2] 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第2号から第5号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議
全
員

長
員

説明が終わりましたがご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、承認することにいたします。

議 長 続きまして、
議案第74号 空き家に付属した農地の指定の解除について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。
議案第74号は、空き家に付属した農地の指定の解除について でございます。
令和3年11月29日総会において移住者を対象にした空き家に付属した農地の特例指定について議決いただいた「上浦町井口5583番、
上浦町井口5800番1及び上浦町井口8236番」について、農地の所有権移転登記の完了が確認されましたので、「今治市空き家に付属した
農地の別段面積取扱基準第6条第1号」の規定により、その特例指定を解除しようとするものであります。
基準を定めた令和3年8月10日以降、空き家に付属した農地の特例指定は、3件あり、その内2件は、既に特例指定解除済ですので、
今回の指定解除により、全てが、特例指定解除済となります。
以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (質問、意見なし)
議 長 原案どおり、指定を解除することに、ご異議ございませんでしょうか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり指定を解除することといたします。

議 長 続きまして、
議案第75号 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の告示の廃止について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それではご説明いたします。議案書9ページをお開きください。

議案第75号は、「農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積」(令和3年8月10日付け農委告示第9号)の告示を
令和5年4月1日をもって廃止しようとするものです。

右側の「参考」をご覧ください。令和5年4月1日をもって廃止しようとする令和3年8月10日付け農委告示第9号の告示です。

現在、この告示において、上段の表で、今治市全域において農地の権利を取得する場合は、権利取得後の耕作面積は30アール 3,000㎡
以上、下段の表で、都市計画区域を除く区域で空き家に付属した農地として認定された場合は、権利取得後の耕作面積は1アール 100㎡以上

必要とすることを定めています。

令和5年4月1日から、農業者の減少・高齢化が加速化する中にあるのは、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する目的とした農地法の改正に伴い、農地法第3条の農地の権利移動に係る下限面積要件の要件が廃止となります。

したがって、令和5年4月1日からの下限面積要件の廃止に伴い、下限面積に係る別段面積の告示を廃止しようとするものです。

ただし、全部効率利用要件（農地の全てを効率的に利用すること）、（農作業常時従事要件）必要な農作業に常時従事すること、地域調和要件（周辺の農地利用に支障がないこと）の要件については、引続き継続となります。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
（質問、意見なし）
議長 原案どおり、告示を廃止することに、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
議長 それでは、原案どおり告示を廃止することといたします。

議長 続きまして、
議案第76号 今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書10ページをお開きください。
議案第76号は、今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の廃止について でございます。
現在、農業後継者不足、遊休農地解消の一環として、都市計画区域外において空き家に付属した農地等であって農地法施行規則第17条第2項の要件を満たしている農地を指定し、新規就農、移住・定住促進及び遊休農地の解消を図るため、令和3年8月10日に制定した今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準においては、権利取得後の耕作面積は今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条第1項により1アール100㎡以上必要としています。
令和5年4月1日から、農地法の改正に伴い、農地法第3条の農地の権利移動に係る下限面積要件が撤廃されることに伴い、今治市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準を廃止するものです。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
（質問、意見なし）
議長 原案どおり、基準を廃止することに、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なし）
議長 それでは、原案どおり基準を廃止することといたします。

議長 続きまして、
報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第48号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
報告第49号 農地法第6条の2第1項の規定による法人報告書について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書11ページから12ページの報告第45号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は11件の届出がありました。取得事由は、全件、相続であり、権利内容についても全件、所有権でありました。

議案書13ページの報告第46号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は5件の届出があり、合計面積は4,465.95㎡でありました。

第46号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第45号から第46号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書14ページの報告第47号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第47号

受付番号1] 令和5年2月8日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号2] 令和5年2月1日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

続きまして、議案書15ページから16ページの報告第48号は、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてでございます。

[報告第48号 農地所有適格法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、報告書のとおりすべて適当となっており、今回報告させていた
受付番号1 だいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。
~19]

続きまして、議案書17ページの報告第49号は、農地法第6条の2第1項の規定による法人報告書についてでございます。

[報告第49号 法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、報告書のとおりすべて適当となっており、今回報告させていただいている
受付番号1 すべての法人が要件を満たしておりますことをご報告いたします。
~2]

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
議員 (意見なし)
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。